

# 指定廃棄物処分場対策班だより

表面

第13号

平成28年2月25日発行

## 環境省からの回答書 町が即日返送

町は、昨年9月の関東・東北豪雨により詳細調査候補地の一部が冠水したことにより、昨年12月7日に詳細調査候補地選定の結果を『返上』いたしました。

それに対し、本年2月10日に環境省職員が町を訪れ「返上は理解しがたい。住民の不安に答えるために詳細調査を実施させてほしい」とする回答書を持参いたしました。『返上』の主旨が全く理解されていないなどを理由に受け取りを拒否いたしました。

このことを受けて、環境省は、同一内容の回答書を10日の日付けで、15日に郵送してきましたが、町は、環境省から送付された文書に理由を付して即日返送いたしました。本だよりは、町が返送した理由等(基本的・具体的)を掲載いたします。

## 【基本的な理由】

- 選定結果の返上に対する回答内容に疑問
- 選定結果を「返上」した主旨をまったく理解していない

○ 環境省からの回答は、ただ単に現在までの環境省の考え方をまとめたもので、「返上」を決定した町民の心情を踏みにじる行為であると判断

## 【具体的な理由】

### ① (環境省の回答)

候補地の選定手法については、市町村長会議において、議論を重ねた上で確定し、環境省として確定したものです。

### (町の考え)

平成26年11月9日に開催された第6回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議において、いくつかの市町長より「市町村長会議で決定・確定したというように環境省は説明をしているがその様なことを言われるのは本意であり、そういう事実はない。」と詰め寄られたことに対して、当時の小里環境副大臣は「市町村長会議の議論を受け止めて、決定したのはあくまでも環境省」と発言したように、このことについては市町村長の合意形成がなされたのかさえも不明確である。

### ② (環境省の回答)

今回のような豪雨による影響など一次スクリーニングで把握し得なかった追加的な情報については、詳細調査の中で確認し判断する。

### (町の考え)

環境省は、どういう基準で建設適地と判断するか判断基準を明確に示していない。例えば「詳細調査の結果を基に一次スクリーニングの項目をすべてクリアしているか再度検証する」等の具体的な判断基準を示し、国の有識者会議及び環境省が最終判断する評価基準を明確にすべきである。

### ③ (環境省の回答)

現時点で一部の冠水があったことのみをもって直ちに、詳細調査候補地から除外するべきものではない。

### (町の考え)

詳細調査候補地は、環境省が除外するべきとしている要件である。河川の溢水による冠水が現実的に起った。一部であろうが全部であろうが冠水した事は事実である。環境省が示した要件の中には、どの程度冠水したら除外するという事は記載されていない。一部であろうが冠水

した事は事実であるので、事実を湾曲させるような回答は理解できない。

### ④ (環境省の回答)

詳細調査を受け入れないことについて合理的根拠があるとは考えられず、また、詳細調査を受け入れていない段階で「返上」と主張されても、環境省としては理解しがたい。

### (町の考え)

町に対して住民説明会をやらせていただきたいというスタンスから、今回の回答のように詳細調査をやらしてほしいと簡単に課題をすり変えてくる。住民説明会を開催して住民との合意形成がされた後に詳細調査であると説明していたが、住民説明会のことはどこにいつてしまったのか。町が「返上」したのは、詳細調査候補地の選定結果で、詳細調査を受け入れる受け入れないの議論以前の問題である。「返上」であることを理解していない。

### ⑤ (環境省の回答)

町の皆様の御不安や御心配にしっかりとお答えするために、是非、詳細調査を実施させ

(裏面へ続く)

# 指定廃棄物処分場対策班だより

裏面

第13号

平成28年2月25日発行

ていただきたいと考えており、環境省としましては、引き続き、その実施について御理解いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。

## (町の考え)

町民の不安や心配の原因を誰がつくっているのか原点到ち返って考えてみるべきである。その不安や心配を、詳細調査をすることによって払拭できるという考えは、環境省の傲慢で身勝手な考えであり、町民を愚弄しているものとしか理解できない。「市町村長会議での確定」を最上段に構えている。ポールは環境省に投げられたままになっていることに気付くべきである。

## 第5回 栃木県指定廃棄物処理

### 促進副市町長会議開催

2月17日、栃木県総合文化センターにて第5回栃木県指定廃棄物処理促進副市町長会議が開催されました。内容は、先に茨城県で開催された一時保管市町長の中で示された「分散保管継続」や「指定解除ルール」について、環境省職員から説明がありました。詳細につきましては、町ホームページをご覧ください。

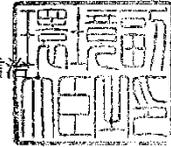
[http://www.town.shiroya.tochigi.jp/forms/info/info.aspx?info\\_id=34321](http://www.town.shiroya.tochigi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=34321)



環廃対発第 1602101 号  
平成 28 年 2 月 10 日

栃木県塩谷町長 見形 和久 殿

環境副大臣 井上 信治



栃木県における指定廃棄物の処分場の候補地選定手法に基づく  
詳細調査候補地の選定結果の返上について (回答)

平成27年12月7日付けでいただきました標記については、塩谷町の方々が、一般の豪雨による影響をはじめとして、様々な御不安や御心配を持たれていることの表れだと重く受け止めています。

しかしながら、候補地の選定手法については、栃木県知事のほか、貴職を含む県内すべての市町長が参加する市町村長会議において、数次にわたって議論を重ねた上で確定し、環境省として決定したものです。同手法では、今同のような豪雨による影響など一次スクリーニングでは把握し得なかった追加的な情報については、詳細調査の中で確認し判断することとしております。現時点で一部の冠水があったことのみをもって直ちに、詳細調査候補地から除外すべきものではありません。

このように、詳細調査を受け入れないことについて合理的根拠があるとは考えられず、また、詳細調査を受け入れていない段階で『返上』と主張されても、環境省としては理解しがたいものであります。

栃木県指定廃棄物処分等有識者会議による指定廃棄物長期管理施設の詳細調査候補地選定プロセスの検証結果(最終報告)において、「詳細調査候補地の東側には西荒川が流れているため、過去における降雨量を踏まえたシミュレーションを行うなど、長期管理施設への影響を調査する必要がある。」との附帯意見をいただいております。このことを踏まえ、貴町の皆様の御不安や御心配にしっかりとお答えするためにも、是非、詳細調査を実施させていただきたいと考えており、環境省としましては、引き続き、その実施について御理解いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。

なお、あらかじめ建設をすることを決めた上で、詳細調査を行うものではありません。